

特 記 仕 様 書

事業年度	令和8年度
工事名	海岸基盤整備工事及び県単海岸整備合併 (浦安海岸入船地区護岸工その4)
路線河海名	浦安・浦安地区海岸
工事箇所	浦安市 入船

千葉県 葛南土木事務所

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期

- 1 工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から310日間までとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率=（休日+天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日 （土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	71 日間（想定）
その他の不稼働日	80 日間

- 2 受注者は、特記仕様書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な

交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

場 所	時 期	配置人員（名／日）
ヤード出入口部	土工、護岸工、仮設工	2名以上

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。
4. 工事期間中は、安全確保のため保安要員を巡回させ道路灯、バリケード等の保安施設の安全点検を行うものとする。
5. 保安施設については、堅固な構造として所定の位置に整然と設置し、夜間、遠方からでも確認し得るよう反射装置や照明を施すものとする。
6. 夜間、休日も迂回路を第3者が通行するため、保安施設の点検を日々行い、事故防止に努めることとする。
7. 高圧線の半径約4m以内は決して入らないようにし、現場でクレーン作業など大型重機の使用の際は、十分に安全対策を行うと共に、工事着手前に鉄塔管理者と協議すること。また、施工箇所鉄塔が近接していることから、事故防止に努めることとする。

第5条 中間検査

- 1 本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。
- 2 中間検査は下記の工種の施工段階において行うこととし、中間検査回数は1回とする。この際、受注者は所定の様式により、発注者に中間検査願を提出しなければならない。ただし、中間検査願の提出期限は、中間検査を予定する日より1週間前以上とする。

工 種	種 別	施工段階（検査時期）
護岸工	鋼管杭圧入工	1-C 区間 圧入完了時

第6条 準備工

- 1 受注者は本工事に先立って現況調査を実施し、測量成果について工事打合せ簿にて監督職員に報告するものとする。
- 2 工事の施工に支障となるものが発見された際は、監督職員に報告し協議することとする。

第7条 本体工(鋼管杭圧入)

- 1 本工事の本体工の施工方法は、第4条第7項をふまえ、自走式杭圧入工法を採用している。
- 2 施工時において、杭が高止まり又は自沈した場合はその対策について監督員と協議すること。なお、これに要する費用は設計変更の協議対象とする。

第8条 立会の実施

- 1 共通仕様書 第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、書類作成マニュアルに定める確認・立会簿により実施するものとする。
- 2 受注者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。
- 3 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を受注者に通知するものとし、確認立会の実施後は速やかにその結果を確認立会書として回答するものとする。

第9条 段階確認

受注者は、下記工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期
護岸工	鋼管杭圧入工	・1 本目打込み時 ・1 本目打込み完了時

なお、上記以外でも監督職員が必要と判断したものについては、段階確認を行う。

第10条 仮設工

- 1 受注者においても仮設工に対する施工技術検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。
- 2 本工事の汚濁防止膜は、施工機械から生じる作業油及び燃料が流出しないように配置すること。
- 3 仮設工については、現地調査を行い、計画すること。

第 1 1 条 材料提出

工事に使用する材料で、本仕様書に記載されている材料は、品質を証明する資料（品質証明書、成績証明書）を提出しなければならない。

材 料 名	摘 要
鋼管杭	SKK400 φ 800mm t=9mm

第 1 2 条 材料の見本または試料及び検査

- 1 工事材料において、監督員が試料提出時に指示した材料は、見本を提出、検査を行うものとする。
- 2 品質証明の方法については、共通仕様書・施工管理基準に準拠して行い、監督員の承認を得ること。

なお、上記以外の材料においても、監督職員が指示する場合は、確認を受けなければならない。

第 1 3 条 鋼管杭

使用する鋼管杭の規格は、下記のとおりとする。

- 1 下杭・中杭は機械式継手を適用する。
- 2 回転切削圧入機にて、施工が可能な形状の鋼管杭及び機械式継ぎ手を適用すること。

第 1 4 条 重防食

使用する重防食の規格は、下記のとおりとする。

- 1 規格：ウレタン被覆またはウレタン被覆と同等以上の防食塗装。
- 2 塗膜厚さは 2.5mm 以上とする。

第 1 5 条 水循環システム

水循環システムを使用する際は、海水を使用することを想定しているが、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。なお、これに要する費用は設計変更の協議対象とする。

第 1 6 条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第 1 7 条 ASP の活用

本工事は、ASP を活用するものとする。

ASP のベンダーは、監督員と協議のうえ決定すること。

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

第18条 契約の前払い金

工事は建設工事請負契約書第41条3項に規定により、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金を含めて支払うことができる工事である。

第19条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: ●●工、■■工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない